

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月5日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第1号

北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則

北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及びニ」を「、ニ及びヌ」に改める。

第5条中「ヒまで」を「フまで」に改め、同条ただし書中「ハ及びヒ」を「ヒ及びフ」に改め、同条第2号中フをへとし、ニからヒまでをヌからフまでとし、ナの次に次のように加える。

ニ かじき等流し網（かじき、かつお、まぐろ又はさめを対象とし、総トン数10トン以上の動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「かじき等流し網漁業」という。）

別表第2の2中「歯舞諸島」を「歯舞群島」に改める。

別表第3後志の部余市川の項中「余市郡余市町余市河口漁港」を「余市郡余市町余市（本港地区）漁港」に改め、同表檜山の部姫川の項中「爾志郡乙部町字元町乙部漁港」を「爾志郡乙部町字元町乙部（乙部地区）漁港」に改め、同部石崎川の項中「檜山郡上ノ国町字石崎石崎漁港」を「檜山郡上ノ国町字石崎上ノ国（石崎地区）漁港」に改め、同表渡島の部及部川の項中「松前郡松前町字朝日朝日漁港」を「松前郡松前町字朝日大沢朝日（朝日地区）漁港」に改め、同表胆振の部登別川の項中「登別市登別港町1丁目6番地地先」を「登別市登別港町1丁目4番3」に、「登別市登別港町2丁目3番地6地先」を「登別市登別港町2丁目1番1」に改め、同表付図1中「南防波堤」を「西防波堤」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第2の2の改正規定及び別表第3の改正規定（胆振の部登別川の項に係る部分を除く。）並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の北海道海面漁業調整規則（以下「新規則」という。）第5条第2号ニに規定するかじき等流し網漁業を営もうとする者であって、同条の規定による漁業の許可又は新規則第19条第1項の規定による起業の認可を受けようとするものは、この規則の施行の日前においても、当該漁業の許可又は起業の認可の申請をすることができる。

3 知事は、前項の申請があった場合には、この規則の施行の日前においても、当該漁業の許可又は起業の認可をすることができる。

目 次

規 則	ページ
○北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○土地改良区の定款の変更の認可	2
○土地改良事業計画の変更の認可	2
○土地改良区連合の役員の就任及び退任の届出	2
○道営土地改良事業変更計画の決定	2
○土地改良事業の工事の完了の届出	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	2
○森林法による通知に代える公示（2件）	3
○道路の供用の開始	3
○土砂災害警戒区域の指定	4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	4
○平成29年度及び平成30年度において競争入札に参加する者に必要な資格等	7
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	11
○第一種市街地再開発事業の終了の認可	11
○平成28年度、平成29年度及び平成30年度において競争入札に参加する者に必要な資格等	11
○特定調達契約に係る入札の公告	15
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示	16
○特定調達契約に係る入札の公告	16
道企業局告示	
○平成29年度及び平成30年度において競争入札に参加する者に必要な資格等	17
○平成28年度、平成29年度及び平成30年度において競争入札に参加する者に必要な資格等	18

規 則

告 示

北海道告示第1号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成29年12月20日、伊達土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年1月5日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第2号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、平成29年12月22日、留辺蘂土地改良区が行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更を認可した。

平成30年1月5日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第3号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第18条第16項の規定により、大雪土地改良区連合から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成30年1月5日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成29.12.19	理事	伊林久信	上川郡当麻町宇園別2区
同	同	同	池澤弘道	同 当麻町中央5区
同	同	同	大西秀雄	旭川市永山町11丁目244番地の3
同	同	同	井上雅司	上川郡当麻町伊香牛3区
同	同	同	太田正人	同 当麻町中央3区
同	同	同	坪崎重穂	旭川市永山町8丁目134番地の33
同	同	監事	福原通雄	同 永山町6丁目95番地
同	同	同	松尾精二	上川郡当麻町緑郷1区
同	同	同	立岩信義	同 当麻町伊香牛3区
退任	平成29.12.18	理事	伊林久信	同 当麻町宇園別2区
同	同	同	池澤弘道	同 当麻町中央5区
同	同	同	大西秀雄	旭川市永山町11丁目244番地の3
同	同	同	井上雅司	上川郡当麻町伊香牛3区
同	同	同	太田正人	同 当麻町中央3区
同	同	同	坪崎重穂	旭川市永山町8丁目134番地の33

同	同	監事	福原通雄	同 永山町6丁目95番地
同	同	同	松尾精二	上川郡当麻町緑郷1区
同	同	同	立岩信義	同 当麻町伊香牛3区

北海道告示第4号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成30年1月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年1月5日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
和寒西部	区画整理、客土、暗渠排水、農用地改良保全	北海道上川総合振興局
和寒中部	農業用排水施設、暗渠排水、客土、区画整理	同上

北海道告示第5号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、留辺蘂土地改良区が行う土地改良（昭栄地区災害復旧〔農業用施設〕）事業の工事を平成29年5月22日に完了した旨の届出があった。

平成30年1月5日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年1月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
 北斗市・虻田郡豊浦町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 北斗市・茅部郡森町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 茅部郡森町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
森町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 亀田郡七飯町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課並びに北斗市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成30年1月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 通知の内容 平成29年北海道告示第694号
- (2) 所在が不明な者 安田 功二、池添 保、藤本 初夫、木下 愼、古川 實、水野 武雄、水野 徳雄、後藤 隆、山崎 喜一郎、小林 虎之助
- (3) 掲示場所 むかわ町役場
- 2(1) 通知の内容 平成29年北海道告示第705号
- (2) 所在が不明な者 佐藤 賢吾
- (3) 掲示場所 北見市役所

北海道告示第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成30年1月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 通知の内容 平成29年北海道告示第716号
- (2) 所在が不明な者 金澤 ミツ、鎌田 金藏、鎌田 敬吉、濱田 吉一、吉田 幸廣、吉田 幸治
- (3) 掲示場所 函館市役所
- 2(1) 通知の内容 平成29年北海道告示第716号
- (2) 所在が不明な者 井上 雅博
- (3) 掲示場所 長万部町役場

北海道告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年1月5日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日

道道 利尻富士利尻線 利尻郡利尻富士町鴛泊字本町116番5地先から 平成30. 1. 5
同郡利尻富士町鴛泊字本町20番地先まで

北海道告示第10号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年1月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
東ノドットマリ川（Ⅱ-63-0300）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
利尻郡利尻富士町鴛泊字湾内（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ドットマリ川（Ⅰ-63-0310）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
利尻郡利尻富士町鴛泊字湾内（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
リヤウシナイ川（Ⅰ-63-0360）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
利尻郡利尻富士町鴛泊字湾内（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
オビヤタンナイ沢川（Ⅱ-63-0030）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
利尻郡利尻富士町鴛泊字大磯（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第11号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年1月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
利尻富士湾内14（Ⅱ-6-45-1770）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
利尻郡利尻富士町鴛泊字湾内、字野塚（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
利尻富士湾内13（Ⅱ-6-44-1769）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
利尻郡利尻富士町鴛泊字湾内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
利尻富士湾内7（Ⅰ-6-80-2415）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
利尻郡利尻富士町鴛泊字湾内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
利尻富士湾内6（Ⅰ-6-79-2414）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
利尻郡利尻富士町鴛泊字湾内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
利尻富士湾内12（Ⅱ－6－43－1768）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
利尻郡利尻富士町鴛泊字湾内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
芙蓉沢川（Ⅱ－63－0320）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
利尻郡利尻富士町鴛泊字湾内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
利尻富士湾内11（Ⅱ－6－42－1767）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
利尻郡利尻富士町鴛泊字湾内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
利尻富士湾内10（Ⅱ－6－41－1766）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
利尻郡利尻富士町鴛泊字湾内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
利尻富士湾内9（Ⅱ－6－40－1765）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
利尻郡利尻富士町鴛泊字湾内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
利尻富士湾内8（Ⅱ－6－39－1764）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
利尻郡利尻富士町鴛泊字湾内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
オモベツ川（Ⅱ－63－0330）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
利尻郡利尻富士町鴛泊字湾内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
二の沢川（Ⅱ－63－0340）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
利尻郡利尻富士町鴛泊字湾内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
利尻富士湾内5（Ⅰ－6－78－2413）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

<p>利尻郡利尻富士町鴛泊字湾内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 モトリヤウシナイ川（I-63-0350）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 利尻郡利尻富士町鴛泊字湾内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 利尻富士湾内4（I-6-77-2412）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 利尻郡利尻富士町鴛泊字湾内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 利尻富士湾内3（I-6-76-2411）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 利尻郡利尻富士町鴛泊字湾内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 利尻富士湾内2（I-6-75-2410）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 利尻郡利尻富士町鴛泊字港町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三ノ沢川（I-63-0370）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 利尻郡利尻富士町鴛泊字港町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 利尻富士湾内1（I-6-74-2409）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 利尻郡利尻富士町鴛泊字港町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 利尻富士港町4（II-6-135-2401）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 利尻郡利尻富士町鴛泊字港町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 利尻富士港町3（I-6-73-2408）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 利尻郡利尻富士町鴛泊字港町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
--	--

利尻富士港町2 (I-6-72-2407)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
利尻郡利尻富士町鴛泊字港町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
利尻富士港町1 (I-6-71-2406)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
利尻郡利尻富士町鴛泊字港町、字本町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
水源沢川 (I-63-0010)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
利尻郡利尻富士町鴛泊字栄町、字富士野 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
利尻富士本泊 (I-6-70-2405)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
利尻郡利尻富士町鴛泊字本泊 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第12号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に平成29年北海道告示第16号に基づき道に申請して平成29年度及び平成30年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この告示により新たに申請することを要しない。

平成30年1月5日

北海道知事 高橋 はるみ

第1 資格の種類及び調達をする特定役務の種類

平成29年度及び平成30年度において道が締結しようとする契約のうち1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(第4の2を除き、以下「資格」という。)は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第2条第3号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、2の表の定めるところにより、工事の予定価格に応じ、AからCまで又はA及びBの等級に区分する。

なお、一般土木工事にあっては、A等級をA1又はA2に区分する。

1

契約の種類	資格の種類	調達をする特定役務の種類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成

測量の委託契約	測量	測量
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産土木工事
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事
造林の請負契約	造林	

2 (工事予定価格に応ずる等級区分)

種類 等級	一般土木工事		舗装工事	建築工事	電気工事	管工事	農業土木工事	水産土木工事	森林土木工事
	区分								
A	A1	10,000万円以上	6,000万円以上	10,000万円以上	2,000万円以上	2,500万円以上	7,000万円以上	6,000万円以上	5,500万円以上
	A2	25,000万円未満 7,000万円以上							
B		7,000万円未満	6,000万円未満	10,000万円未満	2,000万円未満	2,500万円未満	7,000万円未満	6,000万円未満	5,500万円未満
		3,500万円以上		4,000万円以上	700万円以上	800万円以上	3,500万円以上	3,500万円以上	2,500万円以上
C		3,500万円未満		4,000万円未満	700万円未満	800万円未満	3,500万円未満	3,500万円未満	2,500万円未満

(注) A1に区分する者は、技術的難易度の高い工事の施工が可能であり、2以上の総合振興局又は振興局の所管区域において契約履行が可能なものとし、A2に区分する者は、A1に区分する者以外のものとする。

第2 資格要件

1 共通の資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(4)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項各号(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に掲げる者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

- ア 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
- イ 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
- ウ 消費税及び地方消費税

(4) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務を履行していること(当該届出の義務がない場合を除く。)

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

(1) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事

ア (ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 申請をしようとする月の初日現在において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可(次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。)を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	建設業の種類
一般土木工事	
農業土木工事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業又は解体工事業
水産土木工事	
森林土木工事	
舗装工事	ほ装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業
建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業又は解体工事業
電気工事	電気工事業、電気通信工事業又は消防施設工事業
管工事	管工事業、熱絶縁工事業、さく井工事業、水道施設工事業、消防施設工事業又は清掃施設工事業
塗装工事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび・土工工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造園工事	造園工事業

- (イ) 資格審査の申請をする日の1年7か月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以後に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。
- (ウ) 基準日以後に通知を受けた建設業法第27条の27に規定する経営規模等評価結果において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。
- イ 第1のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付する。
 - (ア) 客観的審査事項
平成20年国土交通省告示第85号に定める項目
 - (イ) 技術・社会的審査事項
工事施行成績、表彰（農政部、水産林務部及び建設部の工事等優秀者選考委員会並びに道の新分野進出優良建設企業表彰審査委員会が選考する表彰に限る。）、通年雇用対策、社会貢献、新分野進出、環境対策への努力、安全・安心への貢献、仕事と家庭の両立支援、障がい者の就労支援、担い手の確保及び女性の活躍支援
- (2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林
 - アからウまでのいずれにも該当すること。
 - ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - イ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る売上高を有していること。
 - ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。
- (3) 建築物の設計
 - アからエまでのいずれにも該当すること。
 - ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
 - イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る売上高を有していること。
 - エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。
- (4) 測量
 - アからエまでのいずれにも該当すること。
 - ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

- イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る売上高を有していること。
- エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。
- 3 資格の種類ごとの要件の特例
 - 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。
 - また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2の(2)から(4)までに規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る売上高にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。
 - (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
 - (2) 企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。
- 第3 資格審査の申請の時期及び方法
 - 1 申請の時期
 - 資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。
 - なお、申請の時期は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとし、受付時間は午前9時から午後5時までの間とする。
 - (1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者
平成30年12月28日（金）まで随時
 - 注 資格を有することとされた者は、資格を有すると認めた旨の通知があつた日以後の入札に参加する資格を得ることができる。
 - (2) 共同企業体
当該共同企業体が結成されたとき。
 - (3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等
当該証明を受けたとき。
 - (4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合
当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 知事が特に必要と認めた者
知事の指定する日

2 申請書類の入手方法

申請書類は、3の表に定める申請書類の提出先において交付する。

また、北海道のホームページ（アドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/sankasikaku.htm>）からダウンロードすることができる。

3 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

資格の種類	申請書類の提出先	
	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者
一般土木工事	建設部建設政策局 建設管理課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の総務課
舗装工事		
鋼橋上部工事		
建築工事		
電気工事		
管工事		
塗装工事		
道路標識設置工事		
機械器具設置工事		
造園工事		
土木施設物の設計		
建築物の設計		
地質調査		
技術資料作成		
測量		
道路清掃		
農業土木工事	農政部農村振興局 事業調整課	
水産土木工事	水産林務部総務課	
森林土木工事		
造林		

(注) 次の(1)又は(2)に該当するものは、それぞれ(1)又は(2)に定める提出先に申請書類を提出しなければならない。

(1) 主たる営業所が道内にある者のうち国土交通大臣の行う建設業法第3条第1項の許可を受けたもの（許可申請中の者を含む。）

「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先

(2) 申請書類の提出先が建設部建設政策局建設管理課、農政部農村振興局事業調整課又は水産林務部総務課である資格審査の申請を、複数の提出先に同時にしようとする者
建設部建設政策局建設管理課

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

(1) 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から平成31年3月31日までとする。

(2) 共同企業体の場合にあつては、平成30年4月1日（平成30年4月1日以降に資格を有すると認めた旨の通知があつた場合は当該通知があつた日）から平成31年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

(1) 1の(1)の有効期間を更新しようとする者は、平成30年度に平成31年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

(2) 1の(2)の有効期間を更新しようとする者は、平成30年度に平成31年度の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 特定調達契約に係る資格

この告示に基づき申請して得た資格（造林を除く。）については、それぞれの資格の種類に応じた契約で、特例政令の規定が適用されるものについても適用する。

第6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

1 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。

2 当該資格に係る営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

(1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者

(2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体

- (3) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事又は森林土木工事の資格を有する者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの
- (4) 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- (5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請をしようとする者は、第3の3の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第8 資格の喪失事由の届出

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届け出なければならない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

第9 その他

- 1 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、道が実施する入札等に参加することができない。
- 2 共同企業体の取扱いについては、第1から第8までに定めるもののほか、別に定めるところによる。

北海道告示第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成30年1月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 施行者の名称 日高町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 門別都市計画道路事業（3・4・6号富川南通）

- 3 事業施行期間 平成27年7月28日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地（収用の部分） 変更なし

北海道告示第14号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の20第1項の規定により、次のとおり第一種市街地再開発事業の終了について認可した。

平成30年1月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 施行者の名称 株式会社NAアーバンデベロップメント
- 2 市街地再開発事業の名称 函館駅前若松地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業施行期間 平成25年8月29日から平成29年11月8日まで
- 4 施行地区 函館市若松町20番1から20番15まで、20番32、20番34、20番36から20番39まで、20番43、20番44、20番50から20番55まで、3・4・19放射1号線の一部、3・3・21放射3号線の一部、市道若松14号線の一部である。
- 5 施行認可の年月日 平成25年8月29日
- 6 終了の認可の年月日 平成29年12月25日

北海道告示第15号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に基づき道に申請して平成28年度、平成29年度及び平成30年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。

平成30年1月5日

北海道知事 高橋 はるみ

第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

平成28年度、平成29年度及び平成30年度において道が締結しようとする契約のうち次の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。

契約の種類	資格の種類	調達をする物品等又は特定役務の種類
物品の購入契約	物品の購入	産業用機械器具類（機械修繕を含む。）、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類（車両修繕を含む。）、油脂・燃料類、被服・繊維皮革類、その他（洗濯を含む。)
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
印章の製造の請負契約	印章の製造	印章の製造
複写機、電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	複写機、電子計算機、自動車
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	庁舎等清掃
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検	
ボイラー等運転操作の委託契約	ボイラー等運転操作	
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発
船舶の建造の請負契約	船舶の建造又は修理	船舶
船舶の修理の請負契約		
林産物の売払契約	林産物の売払い	

第2 資格要件

1 共通資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(4)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (4) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 物品の購入及び物品の賃貸借
 - ア及びイのいずれにも該当すること。
 - ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - イ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。
- (2) 印刷物の製造及び印章の製造
 - アからウまでのいずれにも該当すること。
 - ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - イ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。
 - ウ 次の(ア)又は(イ)の機器を所有（リースしている場合を含む。）していること。
 - (ア) 印刷物の製造の場合は、印刷物の製造に必要な印刷機
 - (イ) 印章の製造の場合は、印面作成に必要な機器
- (3) 庁舎等清掃
 - アからウまでのいずれにも該当すること。
 - ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の登録を受けていること。
 - イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。
- (4) 庁舎等警備
 - アからエまでのいずれにも該当すること。
 - ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。
 - イ 警備業法第9条又は第40条の規定による届出書の提出を必要とする者にあつては、当該届出書の提出を行っていること。
 - ウ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - エ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。

(5) 庁舎等消防設備保守点検

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6に規定する消防設備士の資格を有する者が1人以上いること。

イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。

(6) ボイラー等運転操作

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条に規定するボイラー技士の資格又は同法第76条に規定するボイラー取扱技能講習修了の資格を有する者が1人以上いること。

イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。

(7) 情報システムの開発

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間に情報システムの開発実績を有していること。

ウ 従業員の中に、2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーがいること。

(8) 船舶の建造又は修理

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き2年以上それらの事業を営んでいること。

イ 個人にあっては、従業員の数が20人以上であること。

ウ 申請をしようとする月の初日の直前2事業年度分（当該2事業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高が2,000万円以上であること。

エ 30トン以上の船舶の建造又は修理の能力があること。

(9) 林産物の売払い

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る仕入高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る実績、年間平均完成高若しくは仕入高又は情報システムの開発実績にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとし、受付時間は午前9時から午後5時までの間とする。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

平成30年12月28日（金）まで随時

注 資格を有することとされた者にあっては、資格を有すると認めた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

(2) 共同企業体（情報システムの開発に限る。）

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等

当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 知事が特に必要と認めた者

知事の指定する日

2 申請書類の入手方法

申請書類は3の表に定める申請書類の提出先において交付するものとする。

また、北海道のホームページ（アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/sikaku_m/sikaku_main.htm）からダウンロードすることができる。

3 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

資格の種類	申請書類の提出先	
	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者
物品の購入	出納局会計管理室 調達課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の総務課（主たる営業所の所在地が札幌市内にある者については出納局会計管理室調達課）
印刷物の製造		
印章の製造		
物品の賃貸借		
庁舎等清掃	総務部総務課	総務部総務課
庁舎等警備		
庁舎等消防設備保守点検 ボイラー等運転操作		
情報システムの開発	総合政策部情報統計局 情報政策課	総合政策部情報統計局 情報政策課
船舶の建造又は修理	水産林務部総務課	水産林務部総務課
林産物の売払い	水産林務部森林環境局 道有林課	総合振興局又は振興局の森林室（石狩振興局、檜山振興局、宗谷総合振興局及び根室振興局を除く。）

(注) 物品の購入、印刷物の製造、印章の製造及び物品の賃貸借の資格審査の申請（主たる営業所が道外又は札幌市内にある場合に限る。）並びに情報システムの開発の資格審査の申請については、インターネットにより次のホームページにアクセスし、必要事項を入力の上送信するとともに、出納局会計管理室調達課（情報システムの開発の資格審査の申請については、総合政策部情報統計局情報政策課）の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。第7に規定する資格審査の再申請についても同様とする。

ホームページ 北海道電子自治体共同システム

アドレス <https://www.harplg.jp/>

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から平成31年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

1の有効期間を更新しようとする者は、平成30年度に平成31年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 特定調達契約に係る資格

この告示に基づき申請して得た資格（物品の購入、印刷物の製造、印章の製造、物品の賃貸借、庁舎等清掃、情報システムの開発及び船舶の建造又は修理に限る。）については、それぞれの資格の種類に応じた契約で、特例政令の規定が適用されるものについても適用する。

第6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。
- 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者
- (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請をしようとする者は、第3の3の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第8 資格の喪失事由の届出

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届け出なければならない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

第9 その他

- 1 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、道が実施する入札等に参加することができない。
- 2 共同企業体の取扱いについては、第1から第8までに定めるもののほか、別に定めるところによる。

北海道告示第16号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年1月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 物品（貨物兼乗用自動車 1台）の交換（交換契約により、貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台を当該相手方から調達する。）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期日 平成30年3月22日（木）
- (4) 納入場所 北海道本庁舎地下2階駐車場

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

いこと。

- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年1月5日（金）から同月19日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道出納局会計管理室調達課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道出納局会計管理室調達課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階北海道出納局入札室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局会計管理室調達課）

(2) 入札日時 平成30年1月30日（火）午前10時30分（送付による場合は、同月29日（月）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告
平成29年3月24日付け北海道告示第10284号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る

返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道出納局会計管理室調達課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/kjc4.htm>）においてダウンロードすることができる。

- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 支出負担行為を行う者（契約者）
北海道知事 高橋 はるみ
- 12 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
 - (1) 名 称 北海道出納局会計管理室調達課
 - (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
 - (3) 電 話 番 号 011-204-5076
- 13 Summary
 - A Nature and quantity of the products to be procured : Car (Cargo and Passenger Cars) 1
 - B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., January 30, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than January 29, 2018)
 - C Contact : Procurement Division, Office of Accounting Administration, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5076

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成30年1月5日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
乗用自動車の賃貸借（函館建設管理部建設指導課） 3台分 一式
- 2 落札を決定した日
平成29年12月22日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 三菱オートリース株式会社
 - (2) 住 所 東京都港区芝5-34-7
- 4 落札金額
90,396円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成29年11月10日付け北海道渡島総合振興局告示第137号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課
 - (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道オホーツク総合振興局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年1月5日

北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
小型乗用自動車 1台（交換契約により、貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供する。）
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納 入 期 日 平成30年3月30日（金）
 - (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品（自動車）の購入の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年1月5日（金）から同月19日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係）
- (2) 入札日時 平成30年1月29日（月）午前11時（送付による場合は、同月26日（金）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成29年12月15日付け北海道オホーツク総合振興局告示第162号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4版用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局のホームページ（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課
- (2) 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
- (3) 電話番号 0152-41-0608

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Car 1
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., January 29, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 26, 2018)
- C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan
Phone : 0152-41-0608

道 企 業 局 告 示

北海道企業局告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規

定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に平成29年北海道企業局告示第1号に基づき道に申請して平成29年度及び平成30年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この告示により新たに申請することを要しない。

平成30年1月5日

北海道公営企業管理者 浦本元人

第1 資格の種類及び調達をする特定役務の種類

平成29年度及び平成30年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち平成30年北海道告示第12号（以下「北海道告示第12号」という。）第1の1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2により適用する北海道告示第12号第4の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第12号第1の1の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第12号第1の1の表の右欄に定められているとおりとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、北海道告示第12号第1の2に定められているとおりと、工事の予定価格に応じ、AからCまで又はA及びBの等級に区分する。

なお、一般土木工事にあっては、A等級をA1又はA2に区分する。

第2 資格要件

1 共通の資格要件

北海道告示第12号第2の1に定められているとおりとする。

2 資格の種類ごとの要件

北海道告示第12号第2の2に定められているとおりとする。

3 資格の種類ごとの要件の特例

北海道告示第12号第2の3に定められているとおりとする。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

北海道告示第12号第3の1に定められている時期にしなければならない。

2 申請書類の入手方法

北海道告示第12号第3の2に定められているとおりとする。

3 申請の方法

北海道告示第12号第3の3に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。

なお、道（企業局）との契約における建設工事共同企業体に係る資格審査の申請は、

企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

北海道告示第12号第4の1に定められているとおりとする。

2 有効期間の更新手続

北海道告示第12号第4の2に定められているとおりとする。

第5 特定調達契約に係る資格

北海道告示第12号第5に定められているとおりとする。

第6 資格の喪失

北海道告示第12号第6に定められているとおりとする。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

北海道告示第12号第7の1に定められているとおりとする。

2 再申請の方法

北海道告示第12号第7の2に定められているとおりとする。ただし、第3の3なお書きにより企業局総務課に申請した建設工事共同企業体に係る再申請は企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第8 資格の喪失事由の届出

北海道告示第12号第8に定められているとおりとする。

第9 その他

北海道告示第12号第9に定められているとおりとする。

第10 資格審査の結果

知事からの通知をもってこれに代えるものとする。ただし、第3の3なお書き及び第7の2ただし書きによる資格審査の結果は、公営企業管理者から通知する。

北海道企業局告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に平成28年北海道企業局告示第2号及び平成29年北海道企業局告示第2号に基づき道に申請して平成28年度、平成29年度及び平成30年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。

平成30年1月5日

北海道公営企業管理者 浦本元人

第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

平成28年度、平成29年度及び平成30年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち平成30年北海道告示第15号（以下「北海道告示第15号」という。）第1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2により適用する北海道告示第15号第4の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第15号第1の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第15号第1の表の右欄に定められているとおりとする。

第2 資格要件

1 共通の資格要件

北海道告示第15号第2の1に定められているとおりとする。

2 資格の種類ごとの要件

北海道告示第15号第2の2に定められているとおりとする。

3 資格の種類ごとの要件の特例

北海道告示第15号第2の3に定められているとおりとする。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

北海道告示第15号第3の1に定められている時期にしなければならない。

2 申請書類の入手方法

北海道告示第15号第3の2に定められているとおりとする。

3 申請の方法

北海道告示第15号第3の3に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

北海道告示第15号第4の1に定められているとおりとする。

2 有効期間の更新手続

北海道告示第15号第4の2に定められているとおりとする。

第5 特定調達契約に係る資格

北海道告示第15号第5に定められているとおりとする。

第6 資格の喪失

北海道告示第15号第6に定められているとおりとする。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

北海道告示第15号第7の1に定められているとおりとする。

2 再申請の方法

北海道告示第15号第7の2に定められているとおりとする。

第8 資格の喪失事由の届出

北海道告示第15号第8に定められているとおりとする。

第9 その他

北海道告示第15号第9に定められているとおりとする。

第10 資格審査の結果

知事からの通知をもってこれに代えるものとする。